（模擬銃器に該当しない物）

第百三条　法第二十二条の三第一項の銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるものは、銃身、機関部体、引き金、撃鉄、撃針（回転弾倉式拳銃の撃針に限る。）、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分が、ブリネル硬さ試験方法（日本産業規格Ｚ二二四三）により測定した硬さがＨＢ（10／500）九十一以下の金属で作られているもので、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる構造等のいずれかに該当するものとする。

２　［略］

（一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知）

第百七条　法第二十四条の二第七項の規定により銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合は、その旨を当該銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を提出した者に通知するものとする。

（一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付）

第百八条　第四十一条の規定は、法第二十四条の二第八項において準用する法第八条第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一条中「仮領置書」とあるのは、「銃砲刀剣類等一時保管書」と読み替えるものとする。

（仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継）

第百十条　法第二十五条第二項の規定による仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継は、別記様式第八十二号の仮領置銃砲等又は刀剣類引継書によつて行うものとする。

（法第二十五条第五項の期間の延長の承認）

第百十二条　法第二十五条第五項の期間の延長の承認を受けようとする者は、別記様式第八十五号の期間延長承認申請書を当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

（銃砲等又は刀剣類の提出命令）

第百十三条　法第二十七条第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の提出を命ずる場合においては、別記様式第八十六号の提出命令書を交付して行うものとする。

（提出を命じた銃砲等又は刀剣類を売却した代金の交付）

第百十四条　第四十一条の規定は、法第二十七条第三項において準用する法第八条第九項の規定により売却した代金の交付について準用する。この場合において、第四十一条中「仮領置書」とあるのは、「提出命令書」と読み替えるものとする。

（記録票等）

第百十五条　［1］法第二十八条第一項に規定する記録票には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　銃砲　銃砲の種別、名称、型、番号、口径及び銃身の長さ並びに被貸与者の氏名及び職名

二　クロスボウ　クロスボウである旨、名称、型、番号、全長及び全幅並びに被貸与者の氏名及び職名

２　法第二十八条の規定による銃砲等の管理責任者は、十二月末日においてその管理する銃砲等の種別、名称、型及び番号を別記様式第八十七号により、翌年一月末日までに国家公安委員会に通知しなければならない。

（模擬銃器に該当しない物）

第百三条　法第二十二条の三第一項の銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるものは、銃身、機関部体、引き金、撃鉄、撃針（回転弾倉式けん銃の撃針に限る。）、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分が、ブリネル硬さ試験方法（日本産業規格Ｚ二二四三）により測定した硬さがＨＢ（10／500）九十一以下の金属で作られているもので、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる構造等のいずれかに該当するものとする。

２　［同上］

（一時保管した銃砲、刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知）

第百七条　法第二十四条の二第七項の規定により銃砲、刀剣類又は準空気銃を返還しない場合は、その旨を当該銃砲、刀剣類又は準空気銃を提出した者に通知するものとする。

（一時保管した銃砲、刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付）

第百八条　［同上］

（仮領置した銃砲又は刀剣類の引継）

第百十条　法第二十五条第二項の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の引継は、別記様式第八十二号の仮領置銃砲刀剣類引継書によつて行うものとする。

（法第二十五条第五項の期間の延長の承認）

第百十二条　法第二十五条第五項の期間の延長の承認を受けようとする者は、別記様式第八十五号の期間延長承認申請書を当該銃砲又は刀剣類を保管する警察署長に提出するものとする。

（銃砲又は刀剣類の提出命令）

第百十三条　法第二十七条第一項の規定により銃砲又は刀剣類の提出を命ずる場合においては、別記様式第八十六号の提出命令書を交付して行うものとする。

（提出を命じた銃砲又は刀剣類を売却した代金の交付）

第百十四条　［同上］

（記録票等）

第百十五条　［1］法第二十八条第一項に規定する記録票には、銃砲の種別、名称、型、番号、口径及び銃身の長さ並びに被貸与者の氏名及び職名を記載するものとする。

２　法第二十八条の規定による銃砲の管理責任者は、十二月末日においてその管理する銃砲の種別、名称、型及び番号を別記様式第八十七号により、翌年一月末日までに国家公安委員会に通知しなければならない。